平成29年４月13日

株　主　各　位

東京都豊島区南池袋二丁目35番４号
ユ　ニ　テ　ィ　池　袋　ビ　ル
ア セ ン テ ッ ク 株 式 会 社
代表取締役社長　佐　藤　直　浩

第９期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第９期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年4月27日（木曜日）午後６時00分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年４月28日（金曜日）午前10時00分より

２．場　　所　東京都豊島区南池袋二丁目35番４号
ユニティ池袋ビル５Ｆ　当社会議室

３．会議の目的事項

報 告 事 項　１．第９期（平成28年２月１日から平成29年１月31日まで）の事業報告の内容報告の件
２．第９期（平成28年２月１日から平成29年１月31日まで）の計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役４名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

第４号議案　取締役の報酬限度額改定の件

以　上

◎当日ご出席の際はお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ascentech.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成28年２月１日　至　平成29年１月31日）

１．株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当事業年度（平成28年２月１日～平成29年１月31日）について、国内は、政府の継続的な経済政策の実施等により、企業収益や雇用環境の改善が続き、緩やかな回復基調で推移しました。海外は、中国やアジア新興国の経済が低迷する中、欧米の経済は堅調に推移しましたが、年後半になり、英国のEU離脱問題や米国新政権の誕生等により米国の政策に関する不可実性等が生じ、先行きは不透明な状況にあります。

当社の属するIT業界においても、企業の積極的なIT投資を背景に概ね良好な事業環境が継続したものの、先行きにつきましては、その影響が懸念される状況となっております。当社の主力事業であるITインフラ分野は、サイバー攻撃がますます巧妙かつ複雑化し、国家、企業にとって重大な経営リスクとして認知され、投資が拡大傾向にあります。

このような事業環境のもと、当社は、仮想デスクトップ専用サーバ「リモートPCアレイ」などの取扱製品の拡充や、急増するファイルデータ管理課題の解決策としてのストレージ「Nimble Storage」で、パートナー企業との連携強化などを図りました。特に、第８期事業年度に企画し市場に投入しました、仮想デスクトップ専用サーバ「リモートＰＣアレイ」やストレージ「Nimble Storage」の販売、構築のほか、クラウドストレージ上でバックアップや障害復旧などを提供する「StorSimple」の構築サービスが、業績に貢献しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,275,608千円（前年同期比50.2％増）、営業利益は248,494千円（前年同期は営業損失5,538千円）、経常利益は217,740千円（前年同期比12,616.5％増）、当期純利益は140,110千円（前年同期は当期純損失2,128千円）となりました。

② 設 備 投 資 の 状 況
当事業年度において、特記すべき事項はありません。

③ 資 金 調 達 の 状 況
当事業年度において、特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
当事業年度において、特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
当事業年度において、特記すべき事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得の状況
当事業年度において、特記すべき事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当事業年度において、特記すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

（単位：千円）

区分＼期別	第 7 期 自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日	第 8 期 自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日	第 9 期 (当事業年度) 自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日
売上高	2,603,714	2,180,727	3,275,608
経常利益	50,689	1,712	217,740
当期純利益又は当期純損失（△）	29,208	△2,128	140,110
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	21円63銭	△1円57銭	100円69銭
総資産	904,702	814,784	1,274,118
純資産	523,509	527,666	671,734

（注）平成28年12月７日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っておりますが、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

（イ）親会社との関係
該当事項はありません。

（ロ）子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 優秀な人材の採用と育成について

当社が行う事業は、企業の社内システム全体に関わる広範な知識と経験、技術力を必要としております。そのため当社では、各分野に秀でた専門的な人材とともに全体をコーディネーションする管理責任者の育成及び採用を積極的に進めております。

また、国内外の企業との提携等により技術的交流を深め、この分野のスキル維持向上に努める次第であります。

② コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制

当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化と内部管理体制の強化が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査役会の設置や内部監査及び内部統制システムの整備によりその強化を図っているところです。

また、内部管理体制については、管理部門の増員を実施しておりますが、適時開示の重要性が高まるなか、適時開示の専任者の採用を図ることなど、一層の体制強化が必要であると認識しております。

③ 自社開発製品の拡充及び継続収入の売上比率向上

当社がResalioシリーズとして販売している製品については、OSや端末のバージョンアップ、また顧客のシステムに対応するために開発力の強化を必要としております。自社開発製品の拡充については、開発の専任者の採用のほか、顧客ニーズに対応した商品をスピーディーに企画・開発する対応力を高める努力を続けることで、拡充を図ってまいります。

また、当社は継続収入の売上比率が低いことから、収益基盤を一層強固なものにする必要があると考えております。

継続収入の売上比率向上については取扱商品ごとの技術サポート契約（インシデント対応保守、オンサイト保守、センドバック保守、マルチベンダー保守など）の拡充やResalioシリーズなどのクラウドサービスの拡販などにより、向上を図ってまいります。

(5) 主 要 な 事 業 内 容（平成29年１月31日現在）

当社の主な事業は、ITインフラ事業であります。

〔ITインフラ事業〕

当社の事業セグメントは、単一のITインフラ事業であります。ITインフラ事業は、仮想デスクトップビジネス、仮想インフラ及びストレージビジネス、プロフェッショナルサービスビジネス、クラウドサービスビジネスの４つの事業領域で構成しております。

(6) 主要な事業所および営業所（平成29年１月31日現在）

本　　社	東京都豊島区
事 業 所	東京都千代田区

(7) 使 用 人 の 状 況（平成29年１月31日現在）

使用人数（名）	前事業年度末比（名）	平均年齢	平均勤続年数
60	5	39.1歳	５年２ヶ月

(8) その他企業の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

２．株式会社の株式に関する事項

（１）株式に関する事項

① 発行可能株式総数　　5,596,000株
② 発行済株式の総数　　1,399,000株
③ 株　　主　　数　　６名
④ 大　　株　　主

株　　主　　名	当社への出資状況	
	持株数（株）	出資比率
永森　信一	766,500	54.8%
安田企業投資４号投資事業有限責任組合	260,000	18.6%
佐藤　直浩	239,000	17.1%
松浦　崇	91,000	6.5%
株式会社ネットワールド	37,500	2.7%
大嶺　議正	5,000	0.3%

⑤　その他株式に関する重要な事項

当社は、平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月７日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成28年12月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

３．株式会社の新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成29年1月31日現在）

発行決議日		平成23年8月31日①	平成23年8月31日②
新株予約権の数		170個	120個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　8,500株（注）1 （新株予約権１個につき50株）	普通株式　6,000株（注）1 （新株予約権１個につき50株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権１個当たり 1,268円 （１株当たり 25.36円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 7,050円（注）1 （１株当たり　141円）	新株予約権１個当たり 7,050円（注）1 （１株当たり　141円）
権利行使期間		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
行使の条件		（注）2	（注）3
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　150個 目的となる株式数　7,500株 保有者数　２人	新株予約権の数　120個 目的となる株式数　6,000株 保有者数　１人
	社外取締役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―人	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―人
	社外監査役	新株予約権の数　20個 目的となる株式数　1,000株 保有者数　１人	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―人

（注）１．平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月７日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。

２．本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。

② 本新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が、任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

③ 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。

３．本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が、任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

② 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。

③ 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社普通株式の株式価値が一度でも行使価額に50％を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

発行決議日		平成24年7月31日⑤	平成26年12月16日⑥
新株予約権の数		680個	30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　34,000株(注)１ (新株予約権１個につき50株)	普通株式　1,500株（注）１ (新株予約権１個につき50株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 12,000円（注）１ （１株当たり　240円）	新株予約権１個当たり 28,000円（注）１ （１株当たり　560円）
権利行使期間		平成26年8月1日から 平成31年7月31日まで	平成27年8月1日から 平成32年7月31日まで
行使の条件		（注）２	（注）２
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数　680個 目的となる株式数　34,000株 保有者数　２人	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―人
	社外取締役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―人	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―人
	社外監査役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―人	新株予約権の数　30個 目的となる株式数　1,500株 保有者数　１人

（注）１．平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月７日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。

２．本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。

② 本新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が、任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

③ 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。

② 事業年度中に使用人等に対して、職務執行の対価として交付された
新株予約権等に関する事項

発行年月日		平成28年５月２日⑦
新株予約権の数		70個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　3,500株（注）１ （新株予約権１個につき50株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　29.000円（注）１ （１株当たり580円）
権利行使期間		自　平成29年２月１日 至　平成34年１月31日
行使の条件		（注）２
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　70個 目的となる株式数　3,500株（注）１ 交付者数　３人

（注）１．平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月７日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使に 際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。

２．本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。

② 本新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が、任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

③ 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。

③　その他新株予約権等に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

４．株式会社の会社役員に関する事項

(1) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役に関する事項（平成29年１月31日現在）

氏　　名	地位及び担当	担当及び重要な兼職の状況
佐　藤　直　浩	代表取締役社長	
松　　浦　　崇	副　社　長	当社ソリューション本部長
萬　歳　浩　一　郎	取　締　役	㈱システム・ビット　代表取締役 ライフサイエンスコンピューティング㈱　代表取締役 栄進商事㈱　取締役
大　嶺　議　正	監　査　役	㈱システム・ビット総務経理部長 ライフサイエンスコンピューティング㈱　監査役 ㈱ジャパトラ　監査役
鶴　田　二　郎	監　査　役	
松　田　英　典	監　査　役	ビジネス・コンシェルジュ㈱ 代表取締役

（注）１．監査役鶴田二郎氏及び松田英典氏は、社外監査役であります。
２．当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
平成28年4月28日開催の第８期定時株主総会において、鶴田二郎氏及び松田英典氏が社外監査役に選任され、就任しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。なお、当社定款において監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役３名　　34,536千円
監査役３名　　8,730千円　（うち社外２名7,530千円）

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成21年２月23日開催の臨時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、平成25年４月24日開催の定時株主総会決議において年額20百万円以内と決議いただいております。
２．当社は、役員の退職給付に充てるため確定拠出年金制度及び前払退職金制度を選択制にて導入しております。当社の確定拠出制度への要拠出額はありませんが、前払退職金制度の支給額は455千円であります。上記の報酬等の額には、前払退職金制度の支給額も含めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

監査役　松田英典氏は、ビジネス・コンシェルジュ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	鶴田　二郎	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役協議会４回、監査役会全11回のうち、全てに出席いたしました。IT業界における豊富な事業経験とその経験を通して培われた高い識見に基づく発言を適宜行っております。
監査役	松田　英典	平成28年４月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回、監査役会全11回のうち、全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見に基づく発言を適宜行っております。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報 酬 等 の 額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

公認会計士法第２条第１項以外の業務であるコンフォートレター作成業務等1,000千円であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人は行動規範に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務執行にあたり、法令・定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。コンプライアンス体制の維持・構築については、代表取締役を責任者とする「内部監査委員会」を設置し、内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役に報告するものとします。

② 取締役を責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に基づいて、取締役及び使用人がコンプライアンスの意識を高めるための社内教育、研修を定期的に行うものとします。また、内部監査担当者は、コンプライアンス委員会の活動状況を定期的に監査するものとします。

③ 法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報規程に基づき内部通報制度を構築するものとします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は、その職務の執行に係る情報を、文書保存管理規程等に基づき、担当職務に従い適切に保存・管理します。

② 必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、閲覧可能な状態を維持します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 危機管理体制については、リスク管理を統括する組織として取締役を責任者とするリスク管理委員会を設置します。また、リスク管理委員会は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとします。さらにリスク管理委員会は定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものとします。

② 内部監査委員会はリスク管理委員会の活動状況を定期的に監査するものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役等の職務分掌に基づき、代表取締役及び業務担当取締役に業務の執行を行わせます。代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項について、職務権限規程等に定める手続により必要な決定を行います。これらの規程は、法令の改廃に伴う変更や職務執行の効率化を図る必要がある場合は、随時見直します。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置します。

② 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、補助すべき使用人が兼任で監査役補助業務を担う場合には、監査役の指揮命令に関し、取締役以下補助すべき使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととします。

③ 補助すべき使用人の人事に関しては、事前に監査役と協議し、同意を得ます。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役は、取締役会等を通じて、監査役に対して重要な報告及び情報提供を行う体制を整備します。

② 取締役は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会及びその他重要な経営会議に出席し、意見を表明します。監査役は、代表取締役と定期的に会合を行い、経営上の課題、会社を取り巻くリスク及び監査上の重要な課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図ります。また、監査役は、内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人、顧問弁護士と意見交換等を実施できるものとします。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力との関係を一切持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役および使用人に周知徹底します。また、顧問弁護士、警察等の外部の専門家とも連携し、体制を整備し、組織全体で毅然とした対応をします。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要（平成28年２月１日から平成29年１月31日まで）

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①コンプライアンス体制について

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。取締役副社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、研修等必要な諸活動を推進、管理しております。

②リスク管理について

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。取締役副社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として四半期に１回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。

③取締役の職務の執行について

当社の取締役会は取締役３名により構成されており、月１回定時取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を多面的に監督・監視し、当社の経営の効率性及び透明性を確保できるよう努めております。

④監査役の職務の執行について

当社の監査役会は３名で構成されており、うち２名が社外監査役、社外監査役のうち１名は常勤監査役であります。監査役会は原則として、月１回開催し、監査状況の確認及び協議を行うほか内部監査担当者や会計監査人とも連携し、随時監査についての報告を求めております。

また、各監査役は、監査役会で策定された監査役会規程、監査役監査規程及び監査計画に基づき、取締役会及び経営会議などの重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役及び各部門にヒアリングを行い、経営に対して適正な監視を行うこととしております。さらに、内部監査人及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

７．会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点で当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては特に定めておりません。

（本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満切り捨て、比率その他については四捨五入しております。）

貸 借 対 照 表

（平成29年1月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,196,544	流動負債	562,317
現金及び預金	602,634	買掛金	314,682
売掛金	355,836	未払金	36,788
商品	146,677	未払費用	3,747
仕掛品	8,624	未払法人税等	89,010
前渡金	45,070	未払消費税等	30,476
前払費用	11,112	前受金	82,093
繰延税金資産	14,416	預り金	1,216
その他	12,171	前受収益	356
固定資産	77,574	その他	3,945
有形固定資産	27,752	固定負債	40,067
建物	1,724	繰延税金負債	5,160
工具器具備品	26,027	資産除去債務	4,151
無形固定資産	7,996	その他	30,755
のれん	6,403	負債合計	602,384
ソフトウエア	1,592	（純資産の部）	
投資その他の資産	41,825	株主資本	673,036
投資有価証券	1,000	資本金	71,205
長期前払費用	831	資本剰余金	98,205
保険積立金	36,439	資本準備金	58,205
その他	3,554	その他資本剰余金	40,000
		利益剰余金	503,624
		その他利益剰余金	503,624
		特別償却準備金	8,200
		繰越利益剰余金	495,424
		評価・換算差額等	△1,517
		繰延ヘッジ損益	△1,517
		新株予約権	215
		純資産合計	671,734
資産合計	1,274,118	負債・純資産合計	1,274,118

損　益　計　算　書

（自　平成28年2月1日　至　平成29年1月31日）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		3,275,608
売上原価		2,638,885
売上総利益		636,723
販売費及び一般管理費		388,229
営業利益		248,494
営業外収益		
受取利息	55	
有価証券利息	50	
助成金収入	3,000	
保険解約返戻金	6,808	
その他	422	10,337
営業外費用		
支払利息	14	
為替差損	40,986	
その他	90	41,090
経常利益		217,740
税引前当期純利益		217,740
法人税、住民税及び事業税	89,010	
法人税等調整額	△11,381	77,629
当期純利益		140,110

株主資本等変動計算書

（自　平成28年2月1日　至　平成29年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					特別償却準備金	繰越利益剰余金		
平成28年2月1日残高	65,000	52,000	40,000	92,000	4,506	359,006	363,513	520,513
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の積立					4,622	△4,622	－	－
特別償却準備金の取崩し					△929	929	－	－
新株の発行	6,205	6,205		6,205				12,411
当期純利益						140,110	140,110	140,110
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	6,205	6,205	－	6,205	3,693	136,417	140,110	152,522
平成29年1月31日残高	71,205	58,205	40,000	98,205	8,200	495,424	503,624	673,036

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成28年2月1日残高	6,285	6,285	867	527,666
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の積立				－
特別償却準備金の取崩し				－
新株の発行				12,411
当期純利益				140,110
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7,803	△7,803	△651	△8,455
事業年度中の変動額合計	△7,803	△7,803	△651	144,067
平成29年1月31日残高	△1,517	△1,517	215	671,734

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）で評価しております。

（２）デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

（３）たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品…… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品…… 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…… 定率法により償却しております。但し、建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年

工具器具備品 ２～５年

無形固定資産…… 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）は、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

また、のれんについては、その効果の及ぶ期間（５年）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．ヘッジ会計の方法

イ　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約取引、ヘッジ対象は外貨建予定取引であります。

ハ　ヘッジ方針

為替予約は外貨建営業債権債務に係る将来の為替レート変動リスクを回避する目的で個別的に為替予約取引を行っております。

ニ　ヘッジ有効性評価の方法

外貨建輸入取引（ヘッジ対象）とその外貨建輸入取引の為替リスクをヘッジする為替予約（ヘッジ手段）とは重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため有効性の判断を省略しております。

６．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

７．会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(４)及び事業分離等会計基準第57－４項(４)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

【貸借対照表に関する注記】
（１）有形固定資産の減価償却累計額　41,093千円

【損益計算書に関する注記】
関係会社との取引高
該当事項はありません。

【株主資本等変動計算書に関する注記】
１．発行済株式の種類及び総数に関する事項　（単位：株）

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	27,000	1,372,000	－	1,399,000

（注）平成28年12月７日付の株式分割（普通株式１株を50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

２．新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

発行日	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			
			前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
平成23年8月31日	新株予約権①	普通株式	54,500	－	－	54,500
平成23年8月31日	新株予約権②	普通株式	8,500	－	－	8,500
平成24年7月31日	新株予約権④	普通株式	49,000	－	49,000	－
平成24年7月31日	新株予約権⑤	普通株式	58,500	－	1,000	57,500
平成26年12月16日	新株予約権⑥	普通株式	9,750	－	1,000	8,750

（注）１．新株予約権④の減少については、行使によるものであります。また、新株予約権⑤及び新株予約権⑥の減少については、退職に伴う失権によるものであります。
２．権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。
３．平成28年12月７日付の株式分割（普通株式１株を50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

【税効果会計に関する注記】

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

（流動の部）

繰延税金資産	
減価償却費	1,306千円
未払事業税	7,057千円
棚卸資産	2,568千円
繰延ヘッジ損益	677千円
未払賞与	2,152千円
その他	654千円
繰延税金資産合計	14,416千円
（固定の部）	
役員退職慰労引当金	9,417千円
資産除去債務	1,435千円
繰延税金資産小計	10,853千円
評価性引当額	△9,417千円
繰延税金資産合計	1,435千円
繰延税金負債	
倒産防止共済	△2,449千円
特別償却準備金	△3,618千円
資産除去債務に対応する除去費用	△528千円
繰延税金負債合計	△6,596千円
繰延税金負債の純額	△5,160千円

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなり、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.36%から、回収または支払いが見込まれる期間が平成29年２月１日から平成31年１月31日までのものは30.86%、平成31年２月１日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

【金融商品に関する注記】

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。

売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、１年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に関わる資金調達を目的としたものであります。

このうちの一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年１回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２参照）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	602,634	602,634	－
(2) 売掛金	355,836	355,836	－
資産計	958,471	958,471	－
(1) 買掛金	314,682	314,682	－
(2) 未払金	36,788	36,788	－
負債計	351,470	351,470	－
(1) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,750)	(1,750)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,195)	(2,195)	－
デリバティブ取引　計　（＊１）	(3,945)	(3,945)	－

（＊１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から掲示された価格等によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	当事業年度 （平成29年１月31日）
非上場社債	1,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「２．金融商品の時価等に関する事項」には、含めておりません。

３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	602,634	－	－	－
売掛金	355,836	－	－	－
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	1,000	－	－
合計	958,471	1,000	－	－

【退職給付関係】

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため確定拠出年金制度及び前払退職金制度を選択制にて導入しております。

２．確定拠出制度及び前払退職金制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は3,125千円、前払退職金制度の支給額は9,470千円であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	栄進商事株式会社(注)3	―	個人主要株主等が所有する会社	賃貸借契約に伴う家賃	18,571	前払費用	1,671
				敷金の差入(注) 2	―	敷金	3,554

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．取引金額に消費税等は含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

不動産賃貸借契約に伴う家賃の取引金額については、近隣の相場を勘案して決定した年間の賃借料及び敷金を記載しております。

3．当社の主要株主永森信一が、同社の発行済株式の35%を保有しております。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額　479円99銭

(2) 1株当たり当期純利益　100円69銭

(算定上の基礎)

当期純利益	140,110千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る当期純利益	140,110千円
期中平均株式数	1,391,437株

(注) 平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年３月17日

アセンテック株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奥　見　正　浩

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　尾　信　吉

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、アセンテック株式会社の平成２８年２月１日から平成２９年１月３１日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年２月１日から平成29年１月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年３月21日

アセンテック株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　鶴田　二郎

監査役　大嶺　議正

監査役（社外監査役）　松田　英典

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

（１）　変更の理由

事業規模拡大のため、本店を移転することに伴い、現行定款第３条に定める本店の所在地を東京都豊島区から東京都千代田区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、平成29年10月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生じるものとし、この旨の附則を設けるとともに、本附則を本店移転の効力発生日経過後、削除するものであります。

（２）　変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都豊島区に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。
（新設）	附則 第１条　第３条の変更は、平成29年10月31日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日の経過後、削除するものとする。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（３名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化のため取締役１名を増員することとし、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	佐藤　直浩 （昭和33年７月８日生）	昭和56年４月　日本テキサス・インスツルメンツ㈱　入社 昭和63年11月　日本アイ・ビー・エム㈱　入社 平成18年８月　㈱エム・ピー・テクノロジーズ（現㈱インテア・ホールディングス）　入社 平成18年８月　Guest-Tek Interactive Entertainment Ltd.(Canada)　取締役　就任 平成18年10月　㈱エム・ピー・テクノロジーズ（現㈱インテア・ホールディングス）　取締役社長　就任 平成21年２月　当社代表取締役社長　就任（現任） 平成21年２月　㈱エム・ピー・ホールディングス（現㈱インテア・ホールディングス）　代表取締役社長就任 平成22年10月　㈱エム･ピー･ホールディングス（現㈱インテア・ホールディングス）　代表取締役社長辞任	239,000株
2	松浦　崇 （昭和43年９月19日生）	平成３年４月　日本ユニシス㈱　入社 平成13年７月　シトリックス・システムズ・ジャパン㈱　入社 平成18年２月　㈱エム・ピー・テクノロジーズ（現㈱インテア・ホールディングス）　入社 ソリューション本部本部長 平成21年２月　当社取締役ソリューション本部長　　就任 平成21年10月　㈱エム・ピー・ホールディングス（現㈱インテア・ホールディングス）取締役　就任 平成24年６月　㈱インテア・ホールディングス　取締役　辞任 平成25年４月　当社取締役副社長　ソリューション本部長就任（現任）	91,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	萬歳浩一郎 （昭和49年２月19日生）	平成10年４月　メリルリンチ証券㈱東京支店　入社 平成13年10月　ドイツ証券㈱東京支店　入社 平成16年３月　メリルリンチ日本証券㈱ 入社 平成19年３月　三菱ＵＦＪメリルリンチＰＢ証券㈱へ転籍 平成19年５月　ドイツ証券㈱　入社 平成23年１月　㈱システム・ビット　入社 平成23年３月　当社監査役　就任 平成23年８月　当社取締役　就任（現任） 平成23年８月　栄進商事㈱　取締役　就任（現任） 平成23年11月　㈱システム・ビット　取締役　就任 平成27年12月　ライフサイエンスコンピューティング㈱ 代表取締役社長　就任（現任） 平成27年12月　㈱システム・ビット 代表取締役社長　就任 （現任） （重要な兼職の状況） ㈱システム・ビット　代表取締役社長 栄進商事㈱　取締役 ライフサイエンスコンピューティング㈱　代表取締役社長	－株
4	高谷英一 （昭和23年５月４日生）	昭和46年４月　住友商事㈱　入社 平成９年４月　住商データコム㈱　代表取締役社長　就任 平成13年４月　図研ネットウエイブ㈱　代表取締役社長 就任 平成20年７月　ニューグラス㈱　代表取締役社長　就任 （現任） 平成21年８月　フォーティネットジャパン㈱　入社 平成26年６月　㈱クリエイターズ・ヘッド　取締役　就任 （現任） （重要な兼職の状況） ㈱クリエイターズ・ヘッド　取締役 ニューグラス㈱　代表取締役社長	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．高谷英一氏は、社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者の選任理由
（１）高谷英一氏は、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見を有しております。取締役会における経営判断および意思決定の過程において、重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役大嶺議正氏が本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任される監査役は退任される監査役の補欠として選任されることとなるため、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
山本 勲 （昭和 23 年８月 20 日生）	昭和 48 年４月　㈱池野通建　入社 昭和56年８月　日本ディジタルイクイップメント㈱　入社 平成８年５月　アップルジャパン㈱　入社 平成９年10月　オートデスク㈱　入社 平成10年10月　バーンジャパン㈱　入社 平成11年９月　シトリックス・システムズ・ジャパン㈱　入社 平成18年７月　同社　執行役員　営業本部長 平成19年４月　同社　執行役員　副社長	－株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．山本勲氏は、社外監査役候補者であります。

３．社外監査役候補者の選任理由

（１）山本勲氏は、IT業界における豊富な事業経験とその経験を通して培われた高い識見を、監査役監査の充実につなげていただけるものと判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

第４号議案　取締役の報酬限度額改定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成21年２月23日開催の臨時株主総会決議において年額50百万円以内として現在に至っております。

改定の内容としましては、取締役の報酬限度額を年額80百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

提案の理由としましては、本総会において、新たに社外取締役１名を含む４名の選任を行うなど、今後の増員や当社の経営体制の状況等を勘案したためであります。

なお、現在の取締役は３名（うち社外取締役は０名）でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって取締役の員数は４名（うち社外取締役は１名）となります。

以　上